（許可の失効）

第九条　次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項本文の許可は、その効力を失う。

一～三　（略）

（許可の取消し又は出漁の禁止）

第十条　農林水産大臣は、第三条第一項本文の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又はその者について期間を定め、若しくは定めないで、当該許可に係る規制海域において当該許可に係る船舶を使用して当該特定大臣許可漁業を営むことの禁止を命ずることができる。

一～四　（略）

2・3　（略）

（許可証の書換交付の申請）

第十一条　第三条第一項本文の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

2　（略）

（許可証の再交付の申請）

第十二条　第三条第一項本文の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の返納）

第十三条　第三条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2　（略）

（船舶の塗装）

第十四条　東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業について第三条第一項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けてかじき等流し網漁業を営む者を含む。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ、規制海域においては、当該船舶を東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業に使用してはならない。

（許可番号等の表示）

第十五条　第三条第一項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けて別表第一の二の上欄に掲げる漁業を営む者を含む。）は、当該許可に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該許可に係る規制海域における特定大臣許可漁業に使用してはならない。

2　第三条第一項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けて別表第一の二の上欄に掲げる漁業を営む者を含む。）は、当該許可に係る期間が経過したとき、又は当該許可がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、速やかに、前項の規定による許可番号の表示を消さなければならない。

（許可の失効）

第九条　次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項の許可は、その効力を失う。

一～三　（略）

（許可の取消し又は出漁の禁止）

第十条　農林水産大臣は、第三条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又はその者について期間を定め、若しくは定めないで、当該許可に係る規制海域において当該許可に係る船舶を使用して当該特定大臣許可漁業を営むことの禁止を命ずることができる。

一～四　（略）

2・3　（略）

（許可証の書換交付の申請）

第十一条　第三条第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

2　（略）

（許可証の再交付の申請）

第十二条　第三条第一項の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の返納）

第十三条　第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2　（略）

（船舶の塗装）

第十四条　東シナ海等かじき等流し網漁業について第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ、規制海域においては、当該船舶を東シナ海等かじき等流し網漁業に使用してはならない。

（許可番号等の表示）

第十五条　第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該許可に係る規制海域における特定大臣許可漁業に使用してはならない。

2　第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る期間が経過したとき、又は当該許可がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、速やかに、前項の規定による許可番号の表示を消さなければならない。